

行田市告示第 1 9 7 号

行田市中小企業等人材育成支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市中小企業等人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内で事業を営む中小企業等の人材育成制度の構築を支援し、もって企業の持続的発展及び地域産業の振興を図るため、従業員の業務に必要な資格等の取得費用を負担した中小企業等に対し、予算の範囲内において行田市中小企業等人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業者（法人格を有する者であって、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項の中小企業者をいう。）又は小規模事業者（法人格を有する者であって、常時使用する従業員の数が 5 人以下の卸売業、小売業（小売店又は飲食店に限る。）若しくはサービス業（生活関連サービス、教育、医療又は福祉に限る。）又は常時使用する従業員の数が 2 0 人以下の製造業、運輸業、建設業等をいう。）をいう。
- (2) 従業員 市内の中小企業等に勤務している正規雇用労働者をいう。
- (3) 補助対象資格等 補助金の交付対象となる公的資格等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業等であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に事業所を置いていること。
- (2) 従業員が補助対象資格等を取得した際に、その費用を負担していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から同様の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）

第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員が経営に関与しているもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 4 章に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの

(3) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条に規定する宗教団体

(4) 政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条に規定する政治団体

(5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っているもの

(6) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたもの
（補助対象資格等）

第 4 条 補助対象資格等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表に掲げる資格等

(2) その他市長が適当と認める資格等
（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。

）は、中小企業等が負担した補助対象資格等の取得に要する受験料、登録料、教材費、講習料等の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助対象資格等を取得した従業員 1 人につき 5 万円を上限とする。

（補助金の交付の制限）

第7条 同一年度における補助金の交付は、1 中小企業等につき補助対象資格等を取得した従業員3人を限度とし、同一従業員1人につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、従業員が補助対象資格等を取得した日から起算して3月以内に行田市中小企業等人材育成支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項の証明書又はこれらに準ずる書類の写し
- (2) 補助対象資格等の名称、取得日及び取得した従業員の氏名が分かる書類
- (3) 従業員の補助対象資格等の取得に係る費用を中小企業等が負担したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、行田市中小企業等人材育成支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があったときは、当該補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後に取得した補助対象資格等について適用する。

別表(第4条関係)

輸送機械運転関係	大型自動車第一種・第二種免許
----------	----------------

	中型自動車第一種・第二種免許
	大型特殊自動車第一種・第二種免許
	準中型自動車第一種免許
	普通自動車第二種免許
	けん引第一種・第二種免許
	移動式クレーン運転士
	クレーン・デリック運転士
	小型移動式クレーン運転技能講習
	床上操作式クレーン運転技能講習
	玉掛け技能講習
	フォークリフト運転技能講習
	高所作業車運転技能講習
	車両系建設機械運転技能講習
	不整地運搬車運転技能講習
情報関係	第四次産業革命スキル習得講座
	応用情報技術者
	基本情報技術者
	IT パスポート
	Web クリエイター
	Illustrator クリエイター
	CAD 利用技術者
	Microsoft Office Specialist
専門的サービス関係	キャリアコンサルタント
	社会保険労務士

	ファイナンシャル・プランナー
	行政書士
	税理士
	中小企業診断士
	通関士
	司法書士
	弁理士
	気象予報士
	土地家屋調査士
	司書・司書補
	産業カウンセラー
	公認内部監査人
事務関係	日商簿記検定
	日本語教育能力検定
	実用英語技能検定（英検）
	TOEIC、TOEFL、VERSANT
	建設業経理検定
医療・社会福祉・保健 衛生関係	介護福祉士
	社会福祉士
	保育士
	看護師
	准看護師
	助産師
	精神保健福祉士

はり師
柔道整復師
歯科技工士
歯科衛生士
理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
栄養士
管理栄養士
保健師
美容師
理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師
臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員
介護支援専門員
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者

	衛生管理者
	医療事務技能審査
	医療事務認定実務者
	調剤薬局事務
	健康管理士一般指導員
	メンタルヘルス・マネジメント検定
営業販売関係	調理師
	宅地建物取引士
	インテリアコーディネーター
	パーソナルカラーリスト検定
	国内旅行業務取扱管理者
技術関係	測量士補
	電気工事士
	航空運航整備士
	自動車整備士
	海技士
	電気主任技術者
	建築士
	技術士
	土木施工管理技士
	管工事施工管理技士
	建築施工管理技術検定
	電気通信工事担任者
製造関係	製菓衛生師